

分別管理及び書類管理方針書

事業所名称：(株)ワイテック沖縄ポカントリー

平成31年4月23日作成

本方針書は、一般社団法人沖縄県木材協会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年5月25日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

1. 適用範囲

本方針書は、当社において取り扱う木材・木材製品に当たって適用する。

2. 分別管理責任者

- (1) 分別管理を適切に行うため（役職：センター長 氏名：藤久保真一）を分別管理責任者として定める。
- (2) 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

3. 分別管理の実施

- (1) 木材・木材製品の入荷に当たっては、納品書等により「証明材」であるかそれ以外の木材・木製品であるかを確認する。
- (2) 木材・木材製品の保管に当たっては、「証明材」とそれ以外の木材・木製品が混在しないようにそれぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- (3) 加工にあたっては、「証明材」とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- (4) 木材・木材製品の出荷に当たっては、「証明材」であることを確認の上、納品書に記載する。

4. 書類管理

- (1) 分別管理責任者は、「証明材」及びそれ以外の木材に係る製品の入出荷数量を実績報告書として取りまとめる。
- (2) 「証明材」に関する入出荷、在庫の数量把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- (3) 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は5年間保存する。

以上